3.3 タイで参考になる日本の中小企業振興制度

3.3.1 中小企業施策利用ガイドブック

日本では従来から「中小企業施策総覧」という中小企業支援施策全体を紹介する図書が、毎年発行されている。しかしそれは、BDS プロバイダー (BDS Provider) や中小企業が使い易い構成になっていない。そこで各方面からの要望により、利用者が使い易いガイドブックが毎年作られるようになった。

このようなガイドブックは、タイではほとんど見られないので、本節で紹介する。なお、 このコンセプトに基づいたガイドブックはパイロットプロジェクトで作成され、その効用 が確かめられている。

3.1.2 の(2)項で紹介した施策ガイドブックは、利用者のニーズからそれに対応した支援制度がわかる「インデックス」検索方式と、中小企業施策総覧の個別施策に対応した「目次」からの検索方式の 2 つの検索方法が採用されている。検索された個々の支援制度の紹介は、(1)利用者のニーズ、(2)ニーズに該当する支援制度名、(3)支援の概要、(4)対象となる人・企業・機関、(5)支援内容、(6)利用方法、(7)問い合わせ先の項目で、これらすべてが 1 ページにまとめられている。

表 3.3-1 に中小企業施策利用ガイドブックインデックス例を、表 3.3-2 に中小企業施策利用ガイドブック目次例を示した。

支援制度 融資・リー 補助金・税 情報提供• セミナー・ 共済制度/ ス・保証 金•出資 頁 相談 頁 研修・イベ 法律等に 頁 頁 頁 ニーズ ント 基づく支援 例:SME 例:地域 例:ものづく 例:伝統的 地域経済の 166 例:農商工 発展に寄与 地域資源 SME 応援 りに取り組 工芸品展 連携対策 したい 活用プログ ファンド ₱₽ SME ~ 支援事業 ラム の支援 相談したい 例:輸出支 例:市場志 例:経営安 107 87 40 定特別相 援事業 向型ハンズ 談事業 オン事業

表 3.3-1 中小企業施策利用ガイドブックインデックス例

出所:中小企業庁、「中小企業施策利用ガイドブック」、2009年

表 3.3-2 中小企業施策利用ガイドブック目次例

[中小企業政策の重点項目]

概要	施策名	頁
経営環境の変化で資金繰りが苦しいので保証を受けたい	緊急保証制度	2
一時的に資金繰りが厳しいので融資を受けたい	セーフティネット貸付制度	115
• • •	• • •	

[個別施策]

1. 経営サポート

■創業・ベンチャー支援

概要	施策名	頁
新製品等の販路の確保・拡大をしたい	販路ナビゲーター創出支援事業	21
創業資金を借り入れたい	新創業融資制度	22
• • •	• • •	• •

- ■経営革新支援
- ■新連携支援
- ■再生支援
- ■雇用・人材支援
- ■国際化支援
- **.** . . .

2. 金融サポート

概要	施策名	頁
IT 機器を安価で導入する方法を知りたい	IT 機器のリース事業	55
会社の再建のための資金を借りたい	企業再生貸付制度	71
	• • •	• •

3. 財務サポート

- ■税制
- ■事業継承
- 4. 商業・地域サポート
- ■商業・物流支援
- ■地域産業支援
- 5. 相談・情報提供

[問い合わせ一覧]

[索引]

出所:中小企業庁、「中小企業施策利用ガイドブック」、2009年

3.3.2 伝統的工芸品産業振興制度

タイ国においても、シルク織物、ベンジャロン焼き、セラドン焼き、三角枕など伝統工芸品が多数存在する。日本における伝統的工芸品の産業振興制度を紹介することは、タイ国における地方中小企業振興制度構築の一助となるものと思われる。以下、「伝統的工芸品産地診断報告書」(社団法人中小企業診断協会、2003年3月)及び財団法人伝統的工芸品産業振興協会(ホームページ)からの引用も含め制度概要を説明する。

(1) 日本における伝統的工芸品の扱い

1) 伝統的工芸品

「伝統的工芸品」は、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づいて、経済産業大臣によって指定されている¹⁰。その指定を受けるためには、工芸品の主要部分が手づくりであること、伝統的な技術が守られて作られていることなどの条件を満たす必要がある。この条件が満たされた伝統的工芸品として、織物、染織品、陶磁器、漆器、木工品、竹工品、和紙等が指定されている。

チェンマイ県においては、伝統的な産品を県商業事務所 (PCO: Provincial Commercial Office) が「チェンマイブランド」として指定しており、地方規模ではあるが、日本と似た仕組みがある。

2) 日本における伝統的工芸品産業の実態

伝統的工芸品産業界は長い歴史を持っているが、それを取り巻く経営環境は厳しくなっている。その原因として、日本人のライフスタイルの変化、プラスチック・合成繊維等の代替工業原料とそれらの製品の出現による伝統的工芸品需要の減少、技術継承者や後継者の不足等の問題がある。

(2) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律

1) 法律制定後の支援体制

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」が 1974 年 5 月に制定され、国による振興策がスタートした。これに伴って地方公共団体においても、地元の伝統的工芸品産業振興への関心が高まるようになった。都道府県によっては、独自の基準によって伝統工芸品の指定や伝統工芸士の認定などを行って、伝統的工芸品産業の振興を図っている。

2) 法律の支援スキーム

伝統的工芸品の産地組合等からの申請に基づき、指定要件を満たすものを経済産業大臣が「伝統的工芸品」として指定する。指定を受けた産地組合等では、振興計画を作成して経済産業大臣の認定を受けた後、必要な経費の一部を国や都道府県等から助成を受け振興計画に基づいて事業を行う。このようにして産地組合の振興を図るものである。

¹⁰ 一般的な用語として「伝統工芸品」がある。「伝統的工芸品」は、この法律によって定められている用語である。大臣指定(国の指定)のほか、地方公共団体においても伝統工芸品の指定制度等を設けているところがある。

(3) 伝統的工芸品産業の支援施策

1) 経費の補助

必要経費は、自らが調達するのを原則とする。しかし、「後継者育成事業」、「技術・技 法の記録収集・保存事業」、「原材料対策事業」、「需要開拓事業」、「意匠開発事業」の 5 つの事業に対しては、経費の一部について国及び地方公共団体より補助金が交付される。

2) 産地プロデューサー制度

「産地プロデューサー」とは、自ら産地に行って、産地の事業者とともに新商品の企画、需要の開拓、従事者の資質向上等のための取り組みを行い、産地全体を活性化させる専門家である。中小企業診断士、経営コンサルタント、デザイナー等が産地プロデューサーとして伝統的工芸品産業振興協会に登録されている。

3) プロデューサーマッチング事業

財団法人伝統的工芸品産業振興協会((5)項参照)は、産地の要請を受けて、産地に産地プロデューサーを派遣する事業を行っている。

(4) その他の伝統的工芸品及び日本文化に根差す産業の振興に関連する支援制度 以下の 2 つの例は、異業種、同業種の中小企業がネットワークを形成して、協働でビジネス開拓を推進するための支援事業である。中小企業のネットワークが、BDS プロバイダーネットワークと同様に重要であることを示す例である。

1) クールジャパン戦略推進事業

地域産品・伝統文化・匠の技術、アニメ、ファッション、食など海外で人気の高いクールジャパンの魅力と底力を産業化し、支援する事業である。海外の市場開拓及び海外顧客の訪日を促進するため、ターゲット国と分野を決定し、業種を超えたチームづくり、市場開拓、他事業への応用、事業展開等、企業や若手人材の一貫した取組を支援するものである。

2) JAPAN ブランド育成支援事業

中小企業の新たな海外販路の開拓につなげるため、複数の中小企業等が連携して、優れた素材や技術等を活かし、その魅力をさらに高め、世界に通用するブランド力の確立を目指す取組みを支援する事業である。

(5) 財団法人伝統的工芸品産業振興協会

これら伝統的工芸品産業振興の中核的機関である財団法人伝統的工芸品産業振興協会の組織概要を添付3.1 に記す。

(6) タイにおける中小企業振興の参考となる観点

1) サービスプロバイダー (SP: Service Provider) の活用

日本の中小企業診断士、経営コンサルタント等は、中小企業支援機関において、経営相談員、専門家派遣事業における専門家として活躍しているだけではない。伝統的工芸品産地プロデューサーのように、国の関連機関等のアドバイザーとして活躍していることが多い。

例えば、1)食品製造業者と農林漁業者を結び、地域戦略的な展開のもと、新商品の開発や販路の開拓に取り組む事業者の課題解決をサポートする「食農連携コーディネーター」(社団法人食品需給研究センター)、2)中小・中堅建設企業の新事業展開、事業承継、企業再編・廃業など建設企業が抱える経営上の課題を支援する「建設業経営戦略アドバイザー」(財団法人建設業振興基金)等として各種の機関に登録して活躍している。

これらの多種多様な専門家制度によって、専門家である SP は、自身の専門性に特化し、常日頃から、その知見や助言スキルを磨いている。中小企業診断士等を会員とする社団法人中小企業診断協会の各支部では、業種ごとの研究会等が開催されており、これらの研究会から各種のアドバイザー、コーディネーター等が登録されるケースが多い。SP の層の厚みが増すスキームが確立されている。

このように、目的がはっきりしている研究会は、持続的な活動を行っている。本調査で SP の勉強会の提案を行っているが、勉強会の意義と目的を明確にし、全員の SP 会員の意見が反映される運営を行うことができれば、継続して SP の能力向上に貢献する勉強会になる。

タイでは、日本における産地プロデューサーのような産地振興や、企業と企業、企業と技術・商品等を結びつけることを行える SP のコーディネーターが少ない。専門に特化した SP も重要であるが、幅広い人脈と知識を活かして地域の事業のコーディネーションを行うことのできる SP も重要である。

2) 企業と SP のネットワークによる産地振興

日本における伝統的工芸品産業は、産地組合が産地プロデューサーと一緒になって産地振興を行っている。すなわち組合企業のネットワークと SP の産地プロデューサーとの協働で、新商品の企画、販路の拡大、人材育成を行っている。このようなネットワークによる産地振興の取組は、タイでも参考になる。

3.3.3 金融支援

中小企業に対する金融支援に関し、国と地方自治体が行う代表的な支援を紹介する。

本調査で数回に渡って、中小企業開発銀行(SMEDB: Small and Medium Enterprise Development Bank of Thailand)との意見交換を行った。同行は「小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)」その他の日本の制度融資に深い関心を持っており、タイに適用できるかどうか検討してきた。本調査で提案する総合相談窓口での金融相談(第 10 章参照)に関しても、同行は金融相談のシステム構築に関し、支援・協力を行う旨の発言があった。

(1) 国の中小企業金融支援(マル経融資)

ここでは、国の中小企業の金融支援のうちで、よく知られている小規模事業者経営改善資金融資制度(「マル経融資」)について述べる。製造業については、従業員 20 人以下の小規模企業であって、商工会議所(又は商工会、ここでは商工会議所で代表させる。)の会員で、商工会議所の経営指導¹¹を 6 か月以上受けており、事業改善に取り組んでいることが条件の、低金利の無担保ローンである(表 3.3-3 参照)。

項目内 容特徴経営改善のための資金を無担保・無保証人・低利で融資対象者従業員 20 人以下の企業(製造業の場合)で、経営指導員の経営指導を6か月以上受けていること。なお、対象者は、商工会議所の会員であること。貸付資金と期間設備資金:10年(据置2年)、運転資金:10年(据置1年)貸付限度額と利率1,500万円、年1.85%(2011年5月20日現在)担保等条件無担保、無保証人

表 3.3-3 「マル経融資」の概要

出所:中小企業庁、「中小企業施策利用ガイドブック」2009年を参考にしてJICA調査団が作成

図 3.3-1 に「マル経融資」の手順を示した。

商工会議所が公庫に推薦

01 融資申し込み:

6 か月以上の経営指導を受けている小規模事業者(商工会議所の会員)が、必要書類を整えて、商工会議所に融資申し込みを行う。

02 経営指導員による訪問調査:

マル経融資の推薦にあたっては、商工会議所の経営指導員が、申し込み企業を訪問してヒアリング調査を行い、推薦書を作成する。

03 推薦:

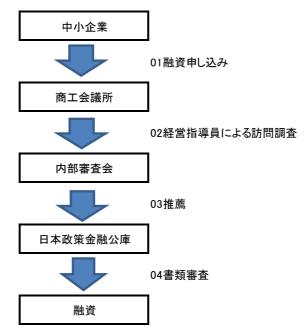
診断•指導

商工会議所の内部審査会で推薦書を審査する。経営の改善策をどのように実行していくか(又は実行して効果を上げているか)という内容の経営改善計画になっているかどうかが、審査のポイントである。妥当と評価された案件を、日本政策金融公庫に推薦する。

04 書類審査:

日本政策金融公庫で推薦書を審査し、融資の可否を決定して、審査に合格した企業 に対して融資を行う。なお、申請から融資まで通常 2~3 週間かかる。

¹¹ 商工会議所の経営指導員の巡回指導も含まれる。



出所: JICA調查団作成

図 3.3-1 「マル経融資」の手順

タイ国では、タイ商業会議所(TCC: Thai Chamber of Commerce)、タイ産業連盟(FTI: Federation of Thai Industries)、中小企業家振興協会(ATSME: Association for the Promotion of Thai Small and Medium Entrepreneurs)等の商工団体又は特定の業界の協会に加盟している小規模企業について、SMEDB からの類似の融資制度が可能と考えられる。しかし、以下の課題がある。

- 商工団体、業界の協会は、タイで SP に相当する経営指導員がいない。
- 経営指導を行う SP の信頼性(倫理規定の順守を含む。)が確立していない。

経営指導員の経営指導については、本調査のパイロットプロジェクトで提案する、iP 総合相談サービス (チェンマイ県、第6章参照)、SP Desk の総合相談サービス (スラータニー県、第7章参照) を受けて、事業改善に意欲があると評価された中小企業とすることも検討できる。それと共に、SP の能力向上と信頼性の獲得が重要である。

(2) 地方自治体の中小企業金融支援(東京都港区役所による中小企業融資あっせん制度) 日本では、国ばかりでなく地方自治体¹²でも中小企業支援を実施している。自治体の行 政組織に、「産業振興部・課」のような名称の組織があり、中小企業支援を行っている。 多くの自治体で、中小企業支援の一環として、金融機関に対する融資のあっせんを行っ ており、金融機関の利子の一部を自治体が負担している。その相談窓口が、産業振興部・ 課である。

¹² 地方自治体は、47 都道府県、都府の区、特別市 (人口 100 万人以上の市)、市町村等に分けられる。

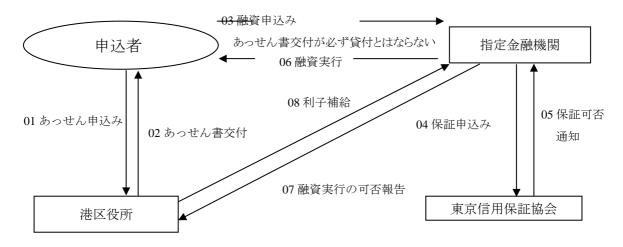
以下に、東京都港区(港区役所)による融資あっせん制度を紹介する13。

1) 目的

中小企業が経営の安定や改善を図るため、事業経営上必要な資金について、港区が利子の一部を負担することにより、港区内の中小企業が低利で融資を受けられるよう金融機関にあっせんする¹⁴。

2) 対象

- 中小企業者:資本金1,000万円以下又は従業員100人(小売業、卸売業、サービス業は30人)以下の法人もしくは個人企業
- 小規模企業者:従業員 20 人(小売業、卸売業、サービス業は 5 人)以下の法人も しくは個人企業
- 融資あっせん制度の流れ
 図 3.3-2 に融資あっせん制度の流れを示す。



出所:港区中小企業融資あっせん制度のご案内

図 3.3-2 東京都港区による融資あっせん制度の流れ(申し込みから貸付まで)

01: 申込者が融資の窓口となる金融機関を決め、あっせん申し込みを行う。申込者は、 中小企業診断士(産業振興課に勤務する商工相談員)と面談を行う。

02: 面談後に「あっせん書」が交付される。

03: 融資申し込み:一般的に融資申込書の作成は申込者(企業)側で行い、商工相談 員は作成された書類に不備がないかチェックする。港区役所の場合、商工相談員

^{13 「}港区の産業・地域振興 2010 年度事業概要」、「港区中小企業融資あっせんのご案内」

¹⁴ 国や東京都が行う融資あっせん制度との違いは、融資額の上限が低く、資本金、従業員の規模も小さいことである。

は、全員が中小企業診断士である。必要に応じて、金融機関や信用保証協会で新 規融資や借り換えの審査が通りやすいようにアドバイスしている。業績が悪く金 融機関で借りにくい場合は「経営改善計画」の作成を中小企業診断士が手伝う。 創業融資の場合は中小企業診断士が創業計画書作成の手伝いをする。

参考: 商工相談における2005年度から2007年度の金融相談件数(複数回訪問企業あり)

2005 年度	3,274 件
2006 年度	3,189 件
2007 年度	3,275 件

融資相談に来たがあっせんの手続きをしない、融資が実行されても減額される場合、融資が実 行されない等のケースがある(融資実行件数は不明)。

出所:東京都港区、「港区の産業・地域振興2010年度事業概要」

04: 金融機関が信用保証申し込みを行う。ただし、信用保証を必要としない融資もあり、その場合は、保証申し込みは必要ない。

05: 東京信用保証協会が申請書類を審査し、信用保証の可否を金融機関に連絡する。

06: 信用保証が得られた場合、企業に対する融資を行う。金利は、利子補給分だけ低くなる。

07: 金融機関が港区に対して、融資実行の可否の報告を行う。

08: 港区は、金融機関に対して利子補給を行う。

4) 申し込みから融資実行までに必要な平均的な日数

ケースバイケースだが、平均して約 1 か月強かかる。審査は金融機関と保証協会の両 方で行う。信用保証協会は最終的に保証する前に会社を見て、確認・チェックをする。

5) 融資の利用目的

運転資金が 70%、設備資金が 20%、創業資金が 10%程度と推定される。不況時には運 転資金が増え、好況時には設備資金が増える。

6) 港区から取扱金融機関への預託金

2010 年 4 月現在、取扱金融機関は 14 機関、72 店舗である。取扱金融機関から中小企業への融資の目途額は預託金の 3 倍額以上となっている。2010 年 4 月 1 日現在の金融機関への預託金は 29 億円で、金融機関の融資の目途額は 93 億円である。

3.4 タイで参考になるアセアンの中小企業振興制度

インドネシアにおいて、地域の産業振興のための官民対話フォーラムがある。このフォーラムでは、BDS プロバイダーのネットワークと中小企業のネットワークの連携がなされており、本調査のパイロットプロジェクトではなかったシステムである。

中小企業のネットワークが RISMEP メカニズムの構築に参画することは、地方の中小企

業振興に有効であるという視点から、このフォーラムは、タイにおける中小企業振興制度 の参考になると考える。

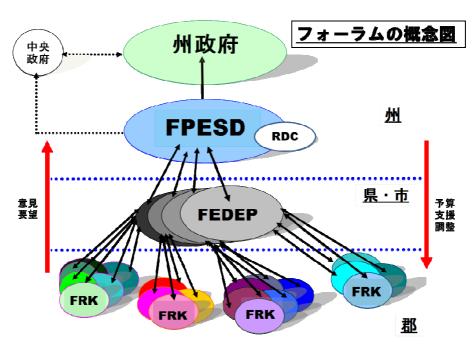
タイにおいても、地方自治体レベルで地域振興のための各種の官民参加の委員会があり、 政策提言、プロジェクトの提案を行っており、第 1 次現地調査で実施した比較セミナーで 参加者の興味を引いた。

(1) インドネシア中部ジャワ州における官民対話フォーラム

インドネシアの中部ジャワ州には、州経済・人的資源開発フォーラム(FPESD: Forum Pengembangan Ekonomi dan Sumber Daya)という官民対話フォーラムがある。また、州内の県・市レベルには、経済開発・雇用促進フォーラム(FEDEP: Forum for Economic Development and Employment Promotion)がある。さらに、各県・市内の郡レベルには、産業クラスターを単位とした、クラスターフォーラム(FRK: Forum Rembug Klaster)が存在する。これら 3 種のフォーラムが体系的に結合し、様々なステークホルダーの意見を統合して、州政府や県・市政府に対して提言を行える仕組みが確立している。

FPESD と FEDEP を構成するのは、それぞれの地方自治体を拠点とする、官民の BDS プロバイダーである。また、FPESD には、FRK の組織化と、FRK と FEDEP の連携を調整するための「クラスターファシリテーター」が所属している。

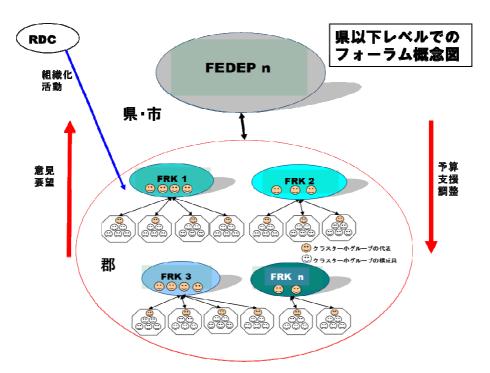
図 3.3-3 に、州全体のフォーラムの概念図を示す。また、図 3.3-4 に、県・市レベル以下のフォーラムの概念図を示す。



注: RDCは、資源開発センター(Resource Development Center)の略で、組織化や連携を促進させるファシリテーター

出所: 国際協力機構、「インドネシア国中小企業クラスター振興計画調査ファイナルレポート」、 2011年2月及び当該調査団への聞き取りによる。

図 3.3-3 中部ジャワ州全体のフォーラムの概念図



注: RDCは、資源開発センター(Resource Development Center)の略で、組織化や連携を促進させるファシリテーター

出所: 国際協力機構、「インドネシア国中小企業クラスター振興計画調査ファイナルレポート」、2011年2 月及び当該調査団への聞き取りによる

図 3.3-4 中部ジャワ州における県・市レベル以下のフォーラムの概念図

このフォーラムの特徴は、ボトムアップに意見が流れることである。つまり、中小企業のニーズが各 FRK で集約され、FRK としてのニーズが、各 FEDEP へと伝わる。FEDEP で集約された各県・市の中小企業のニーズは、FPESD がとりまとめ、州政府に対して提言として提出する。

このようなフォーラムは、パイロットプロジェクトで構築した、チェンマイ県及びスラータニー県における BDS プロバイダーのネットワークに類似する。また、中小企業とBDS プロバイダーを結び付けるクラスターファシリテーターの役割についても同様である。

相違点は、パイロットプロジェクトでは、中小企業のネットワーク化には取り組んでいないことである。中部ジャワ州のフォーラムでは、中小企業のフォーラムと BDS プロバイダーのフォーラムが一体化している。そのため、中小企業のニーズにより志向した議論が交わされる。また、FRK は産業クラスターを単位とするため、各産業を代表した意見が、BDS プロバイダーのフォーラム(FEDEP)に集約される。

BDS プロバイダーのネットワークと中小企業のネットワークの連携という視点では、 このフォーラムは、タイにおける中小企業振興制度の参考になると考える。